

令和6年度

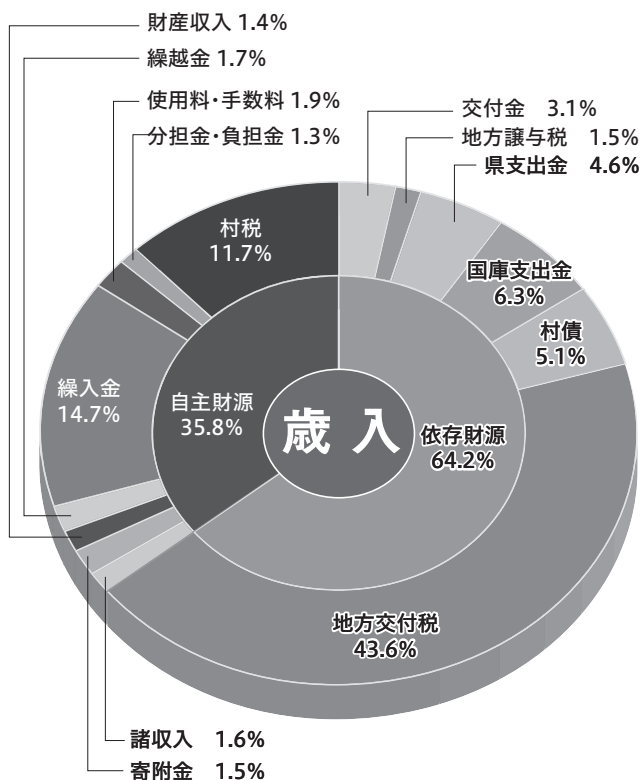
村の予算概要 と 阿智村補助制度の概要

目 次

▽ 一般会計予算の概要	2
▽ 各会計の予算	4
▽ 阿智村の令和6年度一般会計予算における 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について.....	4
▽ 令和6年度版 阿智村補助制度の概要	5

阿 智 村

2024. 4



○一般会計歳入

(単位：千円、%)

款		本年度予算額	増減額	増減率
自主財源	村 税	714,675	10,372	1.5
	分担金・負担金	76,672	△ 13,530	△ 15.0
	使用料・手数料	113,825	663	0.6
	繰 入 金	900,788	197,074	28.0
	繰 越 金	100,000	0	0
	財 産 収 入	88,179	9,451	12.0
	寄 附 金	90,101	27,000	42.8
	諸 収 入	97,738	△ 35,677	△ 26.7
	計	2,181,978	195,353	9.8
	依存財源	地方交付税	2,660,000	0
村 債		313,500	76,400	32.2
国庫支出金		385,447	△ 44,757	△ 10.4
県 支 出 金		280,013	△ 42,136	△ 13.1
地方譲与税		89,162	11,140	14.3
交 付 金		189,900	25,000	15.2
計		3,918,022	25,647	0.7
合 計	6,100,000	221,000	3.8	

村税

(単位：千円、%)

税 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
個 人 住 民 税	198,222	216,098	△ 17,876	△ 8.3
法 人 住 民 税	39,693	38,435	1,258	3.3
固 定 資 産 税	380,715	364,296	16,419	4.5
軽 自 動 車 税	29,877	29,190	687	2.4
た ば こ 税	30,617	28,383	2,234	7.9
入 湯 税	35,551	27,901	7,650	27.4
計	714,675	704,303	10,372	1.5

■歳入

○村税

個人住民税は物価高騰対策の定額減税により減額、固定資産税は償却資産の増加に伴い増額、たばこ税は昨年実績から算出、入湯税はコロナの影響が少なくなり入湯客数増が予想され増額とし、村税総額10,372千円の増額と見込みました。

○繰入金

財政調整基金からの繰入129,000千円増額、ふるさとづくり基金からの繰入26,220千円増額、阿智荘財政調整基金からの繰入25,500千円により、197,074千円の増額となりました。

○寄附金

ふるさと納税等の寄附実績から27,000千円増額と見込みました。

○村債

村道、林道の改良等の建設事業増額に伴い増額になっています。

○国庫支出金

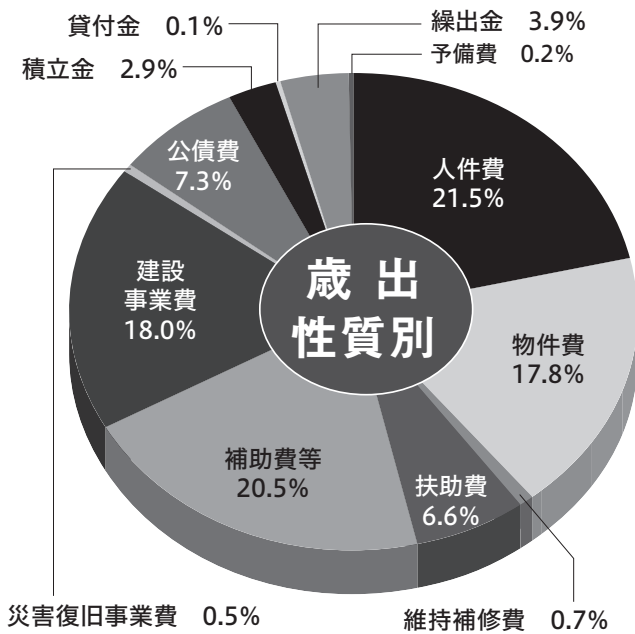
減額の主な要因は、伏谷橋撤去事業が昨年度で完了したため社会資本整備総合交付金が減額になったためです。

○県支出金

老人福祉施設等整備事業補助金が皆減となり、42,136千円減額となりました。

○交付金

増額の要因は、個人住民税定額減税による減収分を地方特例交付金にて補填されるためです。



○一般会計歳出（性質別）

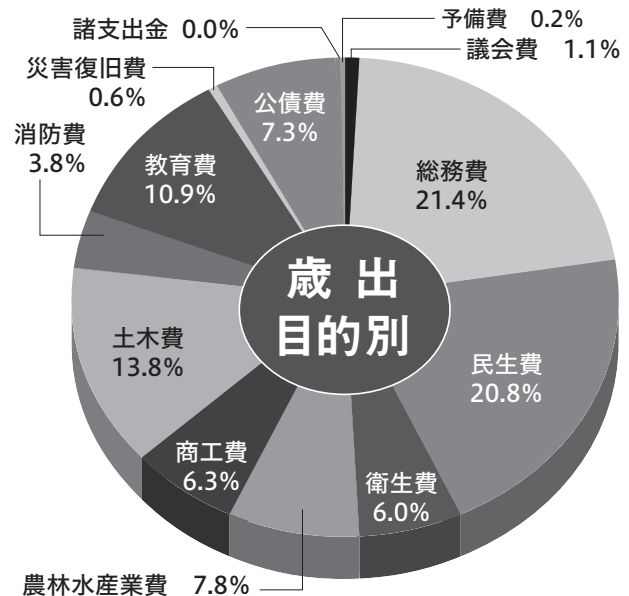
(単位：千円、%)

款	本年度予算額	増減額	増減率
人件費	1,310,837	62,948	5.0
物件費	1,087,660	138,796	14.6
維持補修費	40,238	1,339	3.4
扶助費	401,950	6,753	1.7
補助費等	1,250,033	△ 9,296	△ 0.7
建設事業費	1,097,594	21,105	2.0
災害復旧事業費	33,332	△ 15,514	△ 31.8
公債費	447,998	△ 22,877	△ 4.9
積立金	177,497	28,932	19.5
投資及び出資金	0	△ 2,000	皆減
貸付金	6,000	0	0.0
繰出金	236,861	10,814	4.8
予備費	10,000	0	0.0
合計	6,100,000	221,000	3.8

○一般会計歳出（目的別）

(単位：千円、%)

款	本年度予算額	増減額	増減率
議会費	69,274	5,945	9.4
総務費	1,308,256	149,067	12.9
民生費	1,269,591	61,617	5.1
衛生費	364,578	△ 28,192	△ 7.2
農林水産業費	475,805	74,545	18.6
商工費	386,775	△ 9,518	△ 2.4
土木費	839,860	△ 63,307	△ 7.0
消防費	230,144	△ 13,493	△ 5.5
教育費	664,386	82,727	14.2
災害復旧費	33,332	△ 15,514	△ 31.8
公債費	447,998	△ 22,877	△ 4.9
諸支出金	1	0	0.0
予備費	10,000	0	0.0
合計	6,100,000	221,000	3.8



■歳出

○人件費

会計年度任用職員の勤勉手当支給、給与改定による職員給料の増額等によるものです。

○物件費

リニア関連事業委託費の増額、情報関連システム使用料の増額、各小学校の教科書指導書購入等により前年度より 138,796 千円の増額となっています。

○建設事業費

前年度より 21,105 千円増額となっています。

伏谷橋撤去事業費が皆減となりましたが、林道改良工事 59,000 千円、定住促進住宅建設に伴う旧清内路振興室解体工事 45,100 千円、村道改良工事 30,000 千円、阿智荘改修工事 25,500 千円等の増額が要因です。

○積立金

ふるさと納税の寄附金、森林環境譲与税譲与金の収入増額を見込み、基金に積立てるものです。

○繰出金

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金増額、丸山分譲地売払い収入を土地開発基金へ繰出すものです。

各会計の予算規模など

単位（千円、％）

会計区分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減額	増減率	
一般会計	6,100,000	5,879,000	221,000	3.8	
特別会計	国民健康保険事業	520,500	465,900	54,600	11.7
	国民健康保険直診	49,800	49,800	0	0.0
	介護保険	895,300	863,800	31,500	3.6
	後期高齢者医療	92,800	78,900	13,900	17.6
水道事業会計	収益的収入	211,554	207,773	3,781	1.8
	収益的支出	211,492	207,149	4,343	2.1
	資本的収入	102,140	103,867	△ 1,727	△ 1.7
	資本的支出	146,080	160,161	△ 14,081	△ 8.8
下水道事業会計	収益的収入	326,807	374,783	△ 47,976	△ 12.8
	収益的支出	329,526	374,783	△ 45,257	△ 12.1
	資本的収入	262,329	196,591	65,738	33.4
	資本的支出	375,914	214,799	161,115	75.0

阿智村の令和6年度一般会計予算における 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

平成26年4月1日より消費税率8％、令和元年度10月1日から10％へ引き上げによる、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が交付されており、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

阿智村においては社会福祉総務費及び老人福祉費に充てています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の予算総額 **77,000** 千円

（歳出）

地方消費税交付金を充てている社会保障施策に要する経費の合計 **520,809** 千円

項目	令和6年度 予算額	予算額のうち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉総務費	163,742千円	24,000千円
老人福祉費	357,067千円	53,000千円
合計	520,809千円	77,000千円



(令和6年度版) 阿智村補助制度の概要

令和6年度に村が行う補助制度等の概要をお知らせします。各補助制度の手続き方法や詳細な内容は各担当課までお問い合わせください。

(頁)	補助制度名	(頁)	補助制度名
(福祉)			
7	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等交通サービス事業 ・高齢者・障がい者に優しい住宅改修事業 ・生活支援住宅改修費補助事業 ・補装具の交付・修理 ・日常生活用具の支給 ・障がい者自立支援扶助金 ・児童医療費等助成事業 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・新 出産・子育て応援給付金 ・児童手当 ・妊婦健康診査補助 ・産後健康診査補助 ・授乳・育児相談助成 ・産後ケア（宿泊型）事業 ・新生児聴覚検査補助 ・児童扶養手当
8	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性疾患等通院交通費等助成事業 ・新 通所通園等交通費助成事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業 ・阿智村軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業 ・ホームヘルパー研修受講支援事業 ・特別児童扶養手当 ・阿智村要支援者用自家発電機等購入補助 ・その他 	(定住)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進のための住宅新增改築等支援金 【若者定住支援金】 	
(医療)			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費 ・白内障治療用装具購入補助 ・後期高齢者医療人間ドック・脳ドック補助 ・後期高齢者医療制度 ・国民健康保険人間ドック・脳ドック補助 ・国民健康保険 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・【集落定住支援金】 【共通】 ・ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金 ・新 空き家等解体事業補助金 ・空き家利活用促進団体支援事業
(介護)			
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭介護者休養支援事業 ・介護扶助金等交付事業 ・家族介護支援事業（介護用品支給） ・病態対応食補助金交付事業 		13	<ul style="list-style-type: none"> ・Iターン受け入れ集落支援金 ・住宅リフォーム促進事業補助金 ・U・Jターン就業・創業移住支援事業補助金 ・移住希望者滞在事業費支援事業 ・阿智村賃貸住宅建設支援金 ・ふるさと奨学金返還支援事業
(健康増進)			
10	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険 ・女性のがん検診料金助成事業 ・がん患者のアピアランスケア助成事業 ・トリプルAサポート事業 	(環境)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等太陽光発電システム設置補助金 ・環境に優しい住宅設備導入補助金 ・薪割機購入補助金 ・生ごみ処理機器補助金 ・廃棄物集積施設設置事業補助金 ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金 	
(予防接種)			
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 ・新 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 ・新 带状疱疹ワクチン予防接種 		14	<ul style="list-style-type: none"> ・浪合地区合併処理浄化槽設置整備事業補助金 ・新 猫繁殖制限手術費補助金
(子育て)			
<ul style="list-style-type: none"> ・出産祝金 		(水道)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阿智村水道未普及対策事業補助金 	
(農業)			
		<ul style="list-style-type: none"> ・振興作物栽培者支援事業 ・農業機械補助金 ・新 農業経営持続化支援事業補助金 	

(頁)	補助制度名	(頁)	補助制度名
15	・大豆・そば生産振興事業（価格補てん）		
16	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆・そば生産振興事業（コンバイン） ・特産品産地形成振興事業 ・新規就農者支援事業（住宅費） ・新規就農者支援事業（経営開始資金） ・新規就農者支援事業（経営発展支援） ・遊休荒廃農地対策事業 ・新 残農薬適正処理支援事業補助金 ・果樹共済掛金補助 ・園芸施設共済掛金補助 ・収入保険掛金補助 ・果樹凍霜害対策資材費補助 ・果樹減農薬資材費補助 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障がい有する児童生徒に係る通学費補助金 ・学力検定受検料助成事業 ・奨学金貸与制度 ・入学資金貸与制度 ・阿智村家庭学習のための通信環境整備補助金 ・阿智村文化イベント補助金 ・阿智村文化財保護事業補助金
17	<ul style="list-style-type: none"> ・病気まん延防止に要する伐採経費 ・畜産環境整備事業 ・家畜防疫衛生支援事業 ・村単 土地改良事業 <ul style="list-style-type: none"> 【ほ場整備事業】 【かんがい排水事業】 【暗渠排水事業】 【かんがい用ため池改修事業】 (林業) <ul style="list-style-type: none"> ・森林造成推進事業 ・松くい虫防除対策事業 ・地元施行支障木伐採等事業（松枯損木） ・造林作業路開設事業 	21	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生全国スポーツ大会出場選手等遠征費補助金 (防災) <ul style="list-style-type: none"> ・阿智村耐震診断事業 ・阿智村耐震リフォーム事業 ・がけ地防災対策工事補助 ・地元施行防災対策立木伐採事業等補助金 ・新 阿智村雨水貯留槽設置補助金 (自治会・部落) <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動支援金
18	<ul style="list-style-type: none"> ・阿智村里山整備利用地域活動推進事業 ・竹林整備事業 ・共有林維持管理等推進事業 (有害鳥獣) <ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物防除対策事業 ・有害獣大規模防護柵設置事業 ・有害駆除従事者資格取得等補助金 (村道・農道) <ul style="list-style-type: none"> ・村単 土地改良事業 農道等整備事業 	22	<ul style="list-style-type: none"> ・集落維持活動支援金 ・集会所等新改築事業補助金 ・集会所等備品整備事業補助金 ・地域広場設置事業補助金 (村づくり) <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと交流事業補助金
19	<ul style="list-style-type: none"> ・道路用地地元補助 ・日陰地等立木補償 ・地元除雪費補助 ・地元道路等維持費補助 (災害復旧) <ul style="list-style-type: none"> ・村単災害復旧事業 災害復旧自営工事 (学校教育・社会教育) <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給制度 ・特別支援教育就学奨励費 	23	<ul style="list-style-type: none"> ・村づくり委員会事業支援金 (商工観光業) <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光業振興利子補給金 ・サテライトオフィス等開設費用補助金 ・企業人財確保補助金 (機械使用料等) <ul style="list-style-type: none"> ・大豆スレッシャー ・大豆選別機
		24	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆・そばコンバイン ・大豆・そば乾燥機 ・そば祖選機 ・そば粉摺機 ・耕盤破碎機（サブソイラー） ・樹木粉碎機 ・高温温風乾燥機 ・フリーズドライ乾燥機 ・相対流粉碎機 ・薪割機

〒395-0303
 長野県下伊那郡阿智村駒場483
 阿智村役場(代表)0265-43-2220

【福祉】

補助制度名	内 容	備 考	担当課
高齢者等交通サービス事業	<p>【対 象】 65歳以上一人暮らし・高齢者世帯、身体障害者手帳2級以上、療育手帳A1、A2の方、精神障害者手帳2級以上で交通手段のない方</p> <p>【補助額】 役場からの距離によりタクシー利用券を交付</p> <p>【条 件】 地区の民生委員を通じて交付申請が必要</p>	阿智村福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
高齢者・障がい者に優しい住宅改修事業	<p>【対 象】 ・高齢者：65歳以上で要支援または要介護認定をうけた方のうち、前年の所得税額が8万円以下の世帯 ・障がい者：65歳未満の身体障害者手帳1～3級所持者で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ※身体障害者手帳4～6級の方は独居か常時介護する人がいないなど特別な支援が必要な方 ※改修前にご相談ください。</p> <p>【補助額】 限度額63万円</p> <p>【条 件】 対象者の方の身体状況、居住環境、家族との関係及び世帯の事情を総合的に考慮して決定します。</p>	地域福祉総合助成金交付事業	民生課 (福祉係)
生活支援住宅改修費補助事業	<p>【対 象】 ・要支援または要介護認定を受けていない65歳以上で住民税非課税の方 ・医師に発達障がいと診断された方等 ※改修前にご相談ください。</p> <p>【補助額】 1 住宅につき補助対象経費20万円を限度とし、補助対象経費の9割の額とする。 ただし、要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の方で、世帯に住民税の納付義務者がいる場合は補助対象経費の5割の額とする</p> <p>【条 件】 村税等の未納のない方</p>	阿智村生活支援住宅改修費補助金交付要綱	民生課 (福祉係)
補装具の交付・修理	<p>【対 象】 身体障害者手帳をお持ちの方、難病の認定を受けている方</p> <p>【補助額】 基準額の原則9割</p> <p>【条 件】 所得制限あり。障がいに応じて補装具の種類が決められています。補装具によっては県リハビリテーションセンターによる判定が必要。65歳以上の方は、原則介護保険が優先。※購入前にご相談ください。</p>	障害者総合支援法	民生課 (福祉係)
日常生活用具の支給	<p>【対 象】 身体障害者手帳1～2級及び3級4級の一部、難病の認定を受けている方</p> <p>【補助額】 基準額の原則9割</p> <p>【条 件】 所得制限あり。用具の種類は障がいの内容・等級によって決められています。 ※購入前にご相談ください。</p>	阿智村日常生活用具給付事業実施要綱	民生課 (福祉係)
障がい者自立支援扶助金	<p>【対 象】 障がい福祉サービスを利用されている方</p> <p>【補助額】 本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で扶助</p> <p>【条 件】 障がい者自立支援扶助金対象確認申請が必要 本人収入が96万円以上の場合は対象外</p>	阿智村介護扶助金等交付要綱	民生課 (福祉係)
児童医療費等助成事業	<p>【対 象】 18歳未満で医師の診断により、医療保険適用外の治療又は補装具の装用が必要とされている方</p> <p>【補助額】 医療保険適用外の治療及び障害者総合支援法等の適用外となる補装具を装用する児童について、治療に要した費用・補装具の購入費を助成</p> <p>【条 件】 治療費は7割（ただし、年間50万円を限度とする） 補装具は基準額の原則9割</p>	阿智村児童医療費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
小児慢性疾患等 通院交通費等助 成事業	<p>【対 象】 18歳未満の児童で育成医療給付事業または小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者</p> <p>【補助額】 通院に要した有料道路通行料・電車バス賃の5割・宿泊を必要とする場合の宿泊費1泊4,000円限度、食事なしを助成（年間合算して5万円を限度とする）</p> <p>【条 件】 障害者手帳による割引や他の助成を受けることができる場合は対象外</p>	阿智村小児慢性疾患等通院交通費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
新 通所通園等 交通費助成事業	<p>【対 象】 心身障がい児通園施設等に通園する児童 ただし、長野県地域福祉総合助成金交付事業実施要綱に定める、通所通園等推進事業の対象事業所への通園を除く</p> <p>【補助額】 1ヵ月2,000円を超える部分（課税世帯はその額の1/2）を年間5万円まで補助</p> <p>【条 件】 施設で行う送迎が利用できる場合は対象外</p>	阿智村通所通園等交通費助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入助成事業	<p>【対 象】 18歳未満で、両耳の聴力レベルが70db未満で身体障害者手帳の交付対象外の方。専門医により補聴器の装用が必要と診断されている方</p> <p>【補助額】 基準額又は実際の購入費のいずれか低い額の3分の2</p> <p>【条 件】 所得制限あり</p>	阿智村軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業要綱	民生課 (福祉係)
阿智村軽度・ 中等度難聴者 補聴器購入 助成事業	<p>【対 象】 村内に住所がある18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けていない方。両耳の聴力が70db未満で、耳鼻咽喉科の医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であると認められた方。</p> <p>【補助額】 購入費用の2分の1以内、上限額5万円</p> <p>【条 件】 村税等の未納のない方</p>	阿智村軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
ホームヘルパー 研修受講 支援事業	<p>【対 象】 ホームヘルパー養成講座初任者研修受講者</p> <p>【補助額】 受講料の半額を助成 限度額4万円</p> <p>【条 件】 村内福祉事業所勤務または、家庭介護目的とする方。 ※先に交付申請が必要です</p>	阿智村訪問介護員（ホームヘルパー）研修受講支援補助金交付要綱	民生課 (福祉係)
特別児童 扶養手当	<p>【対 象】 精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童を監護している方</p> <p>【補助額】 ・1級該当児童(1人につき)月額55,350円 ・2級該当児童(1人につき)月額36,860円 ※障害者手帳の等級とは異なります。</p> <p>【条 件】 申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき、児童が児童福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。</p>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	民生課 (福祉係)
阿智村要支援 者用自家発電 機等購入補助	<p>【対 象】 常に電源を必要とする医療機器等を使用している方がいる世帯の世帯主</p> <p>【補助額】 自家発電機等購入価格の2分の1以内(上限額5万円)</p> <p>【条 件】 対象の者が同一世帯の一員で、税金等の滞納が無い世帯であること</p>	阿智村要支援者用自家発電機等購入補助金実施要綱	民生課 (福祉係)
その他	上記以外にも、高齢者、障がい者・障がい児の方を対象とした補助制度があります。対象者や条件などは障がいの内容や状況によって異なるため掲載しきれませんが、何かお困りのことなどありましたら、民生課福祉係（電話43-2220(内線225)）までお問い合わせください。		民生課 (福祉係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
【医療】			
福祉医療費	【対 象】 現物給付 0歳から18歳年度末までの子ども 自動給付 障がい者、母子・父子家庭の親 【補助額】 現物給付 窓口負担無料 自動給付 レセプト1件あたり300円を控除した額 【条 件】 一部所得制限あり、受給者証の交付申請が必要	阿智村福祉医療費支給条例	民生課 (保健係)
白内障治療用装具購入補助	【対 象】 村内に住所を有する白内障患者 【補助額】 購入費用の2分の1以内、上限額5万円 【条 件】 白内障手術後に購入した眼鏡、コンタクトレンズ等で各種保険法の医療給付の対象とならないもの。治療装具の購入が対象で日常生活用のものは対象外	白内障治療用装具補助金交付要綱	民生課 (保健係)
後期高齢者医療人間ドック・脳ドック補助	【対 象】 長野県後期高齢者医療の被保険者 【補助額】 検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円 【条 件】 補助金交付申請が必要	阿智村後期高齢者健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)
後期高齢者医療制度	高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係までお問い合わせください。	高齢者の医療の確保に関する法律	民生課 (保健係)
国民健康保険人間ドック・脳ドック補助	【対 象】 阿智村国民健康保険の被保険者 【補助額】 検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円 【条 件】 補助金交付申請が必要	阿智村国民健康保険健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)
国民健康保険	高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。また、子どもが生まれたときには出産育児一時金、被保険者の方が亡くなったときには葬祭費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係までお問い合わせください。	国民健康保険法	民生課 (保健係)
【介護】			
家庭介護者休養支援事業	【対 象】 家庭で要介護度3以上の高齢者等を介護している方 【補助額】 介護者一人当たり年額12万円を限度とし慰労金を支給1か月当たり1万円で、基準日(1月1日及び7月1日)において対象となる月数を乗じた額 【条 件】 対象となる高齢者等を家庭で介護していることについて、担当ケアマネ等の証明が必要	阿智村家庭介護者休養支援事業実施要綱	民生課 (福祉係)
介護扶助金等交付事業	【対 象】 介護保険サービスを利用している方 【補助額】 本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で自己負担額を扶助します。 【条 件】 本人収入額が96万円未満であること 介護扶助金対象確認申請が必要	阿智村介護扶助金等交付要綱	民生課 (福祉係)
家族介護支援事業(介護用品支給)	【対 象】 要介護度4・5で在宅サービスを利用している方を介護している家族 【補助額】 紙おむつなどの介護用品代を年間75,000円まで補助 【条 件】 住民税非課税世帯	介護予防・地域支え合い事業実施要綱	民生課 (福祉係)
病態対応食補助金交付事業	【対 象】 概ね65歳以上で、医師の指示により病態対応食を摂取しなければならない方 【補助額】 1食あたり300円を控除した額とし、600円を限度とします。1日1食以内とし、週5日までの利用とします。 【条 件】 補助金交付申請が必要	阿智村病態対応食補助金交付要綱	民生課 (地域包括支援センター係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
介護保険	介護保険を利用している方には、高額介護サービス費や住宅改修費・福祉用具購入費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課福祉係までお問い合わせください。	介護保険法	民生課 (福祉係)

【健康増進】

女性のがん検診 料金助成事業	<p>【対 象】 前年度並びに当該年度の村の検診を未受診、もしくは、前年度に助成を受けていない次の方 乳がん 40～60歳 子宮頸がん 20～40歳</p> <p>【補助額】 病院で個別に受診する子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィー)検診の検診料金から村の検診の自己負担分を控除した額</p> <p>【条 件】 乳がん・子宮頸がん 事前に医療機関で使用する受診券を交付(保健師まで連絡)</p>	阿智村女性のがん検診料金助成事業実施要綱	民生課 (保健センター係)
がん患者の アピランス ケア助成事業	<p>【対 象】 購入時に阿智村に住所がある、がん治療を受けた方</p> <p>【補助額】 ウィッグ等補整具の購入に係る費用。(購入額の半額で上限 20,000 円)</p> <p>【条 件】 令和5年4月1日以降の購入で、購入日の属する年度の末日までに申請が必要</p>	がん患者へのアピランスケア助成事業実施要綱	民生課 (保健センター係)
トリプルA サポート事業	<p>【対 象】 阿智村民で構成する地域において自主的に健康づくりを実施する5人以上の団体</p> <p>【補助額】 指導料実費(1回につき5,000円を限度)年間12回まで</p> <p>【条 件】 他の補助金等が交付されている団体は除く補助金交付申請が必要</p>	トリプルAサポート事業補助要綱	民生課 (保健センター係)

【予防接種】

インフルエンザ 予防接種	<p>【対 象】 阿智村に住所を有し、月齢6か月以上、高校生世代までの方</p> <p>【補助額】 13歳未満は当該年度2回まで、接種料から1回目は2,000円を、2回目は1,000円を控除した額。13歳以上は、当該年度1回まで、接種料から2,000円を控除した額</p> <p>【条 件】 村外の医療機関で接種した場合は、補助金交付申請が必要</p>	阿智村インフルエンザ予防接種事業実施要綱	民生課 (保健センター係)
新 高齢者肺炎球菌 ワクチン予防接種	<p>【対 象】 阿智村に住所を有し、66歳以上かつ、未接種の方</p> <p>【補助額】 2,500円を控除した額</p> <p>【条 件】 領収書を添付して補助金交付申請が必要</p>	阿智村高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用補助金交付要綱	民生課 (保健センター係)
新 带状疱疹ワクチン 予防接種	<p>【対 象】 阿智村に住所を有し、50歳以上かつ、過去に助成を受けていない方</p> <p>【補助額】 接種費用の1/2以内、生ワクチン4,000円不活化ワクチン10,000円を限度</p> <p>【条 件】 領収書を添付して補助金交付申請が必要</p>	阿智村带状疱疹ワクチン予防接種費用補助金交付要綱	民生課 (保健センター係)

【子育て】

出産祝金	<p>【対 象】 阿智村に住所を有する方で平成20年4月1日以降に出産された方</p> <p>【補助額】 1子につき5万円を支給</p> <p>【条 件】 支給申請が必要</p>	阿智村出産祝金給付事業実施要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
------	---	-----------------	----------------------

補助制度名	内 容	備 考	担当課
新 出産・子育て応援給付金	【対 象】 阿智村に住所を有し、他の市町村で対象の給付を受けていないこと 【補助額】 妊娠1回につき5万円、対象児童1子につき5万円を支給 【条 件】 支給申請及び、妊娠届出、面談実施、アンケートの回答	阿智村出産・子育て応援給付金支給要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
児童手当	【対 象】 阿智村に住所を有し、15歳以下のお子さんを養育している方（公務員の方を除く） 【補助額】 お子さんの人数・年齢・養育している方の所得などによります 【条 件】 ・申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 ・公務員の方は勤務先にご確認ください。	児童手当法	教育委員会 (こども家庭センター)
妊婦健康診査補助	【対 象】 阿智村に住所を有し、母子手帳の交付を受けた方 【補助額】 妊婦健診に要した基本的な費用 【条 件】 基本14回、追加5回、超音波4回分。里帰り出産等で受診券を使用しなかった方は補助金交付申請が必要	阿智村妊婦健康診査補助事業実施要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
産後健康診査補助	【対 象】 阿智村に住所を有する出産後の方 【補助額】 産後健診2回まで、1回あたり5,000円（受診券） 【条 件】 産後2週間及び産後1か月など	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
授乳・育児相談助成	【対 象】 阿智村に住所を有し、出産の日から1年6か月以内の者 【補助額】 1回2,000円 受診券3枚 【条 件】 村が委託した病院、助産院に限る。	阿智村授乳・育児相談助成事業実施要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
産後ケア（宿泊型）事業	【対 象】 阿智村に住所を有し、産婦及び生後1年未満の子であって、母親の身体的ケアや育児の具体的な指導等が必要な者 【補助額】 上限1日27,000円まで。最大7日補助 双子以上の場合加算あり 【条 件】 宿泊先は村が委託した病院、助産院に限る。	阿智村産後ケア事業（宿泊型）実施要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
新生児聴覚検査補助	【対 象】 阿智村に住所を有する新生児 【補助額】 新生児聴覚検査に要した費用 【条 件】 初回検査、確認検査分の県外で受けた方は補助金交付申請が必要	阿智村新生児聴覚検査費用補助金交付要綱	教育委員会 (こども家庭センター)
児童扶養手当	【対 象】 阿智村に住所を有し、父母の離婚などにより、子ども（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童）を養育しているひとり親家庭等 【補助額】 所得やお子さんの人数などにより異なります 【条 件】 申請が必要。詳しくはお問い合わせください。 日本国内に住所がないとき、老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、手当は支給されません。	児童扶養手当法	教育委員会 (こども家庭センター)

【定住】

定住促進のための住宅新增改築等支援金 【若者定住支援金】	【対 象】 支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが41歳未満の方 【補助額】 上限額 新築 200 (250) 万円 新築の上限額の嵩上げ（いずれか1項目） ・高齢化率40%以上集落への新築 +50万円 ・本人又は夫婦いずれかの親世帯と同居・近居 +30万円 ・移住（住民登録をして5年以内、他）+20万円 増改築 100 (150) 万円 住宅用地・中古住宅取得 100万円	定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
-------------------------------------	--	------------------------	----------------

補助制度名	内 容	備 考	担当課	
定住促進のための住宅新增改築等支援金 【集落定住支援金】	<p>【対 象】 支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが51歳未満の方（高齢化率が40%以上の集落へ定住しようとする者はこの限りでない。）</p> <p>【補助額】 上限額 新築 100 (150) 万円 新築の上限額の嵩上げは、若者定住支援金と同様 増改築 50 (100) 万円 住宅用地・中古住宅取得 70 万円</p>	定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）	
定住促進のための住宅新增改築等支援金 【共通】	<p>【対 象】 ・対象住宅に定住の意思が認められること ・不動産登記法に定める所有権の権利者として記録されている者で、当該費用を負担した者であること</p> <p>【補助額】 ・補助率 新築・増改築は建築費の1/10 宅地・中古住宅取得は取得費の1/3 ・上限額の（ ）は村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る2業種以上で村内業者が工事を施行しその建築工事費が100万円以上かつ1業種が30万円以上の場合</p> <p>【条 件】 ・新築工事費は1,000万円以上 ・増改築工事は300万円以上 ・住宅用地取得は200㎡以上取得した者で、取得後1年以内に着工するもの ・支援金の交付を受けようとする者は、工事着工前、契約締結前に支援金交付認定申請が必要。 ・事業完了後、それぞれに定める日から90日以内に支援金交付申請が必要 ・交付決定日から10年未満の間に転居転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする。</p>	定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）	
ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金	所有者	<p>【対 象】 家財道具等の運搬及び処分・屋内の清掃</p> <p>【補助額】 上限20万（10分の10）</p> <p>【条 件】 同じ建物について1回のみとする</p>	ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
	定住者	<p>【対 象】 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修</p> <p>【補助額】 上限75万（2分の1）</p> <p>【条 件】 5年未満の間に転居、転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする</p>		
新 空き家等解体事業補助金	<p>【対 象】 ・空き家の所有者又はその相続人（全ての所有者（相続人）等の同意を得た代表者を含む） ・過去にこの補助金を受けていないこと ・村税等滞納していないこと</p> <p>【補助額】 解体工事に要する経費の1/2、上限100万円</p> <p>【条 件】 村内に所在する、居住の用に供されていた個人所有の空き家であること。他 ・建設業法での土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律での登録を受けた者が施工する工事であること。</p>	空き家等解体事業補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）	
空き家利活用促進団体支援事業	<p>空き家の利活用による住宅供給を促進する住民団体の活動を支援</p> <p>【対 象】 (1) 空き家の片付け・管理に要する道具等 (2) 定住希望者への空き家の案内</p> <p>【補助額】 上記(1)(2)について次のとおり、併せて5万円まで。 (1)は、1/2以内 (2)は、1回2,000円（定額）</p> <p>【条 件】 自治会ごとの区域で活動を行う、当該自治会が認める住民団体</p>	空き家利活用促進団体補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）	

補助制度名	内 容	備 考	担当課
1ターン 受け入れ集落 支援金	<p>【対 象】 村外からの移住者（1ターン）を迎え入れた集落</p> <p>【補助額】 1ターンを迎え入れた集落に対し、1世帯3万円を限度に交付</p> <p>【条 件】 高齢化率が40%以上の集落。住民登録日から90日以内</p>	1ターン受け入れ集落支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
住宅リフォーム 促進事業補助金	<p>【対 象】 村内の自ら居住する住宅（居住部分）のリフォーム</p> <p>【補助額】 工事費用20万円以上のリフォームに対し10万円うち2万円を村内店舗で使用可能な商品券・ポイントにて交付することも可。その際は、千円のプレミアムを加算。</p> <p>【条 件】 村内事業者の工事が対象</p>	阿智村住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱	商工観光課（商工係）
U I Jターン 就業・創業 移住支援事業 補助金	<p>【対 象】 ・東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者 ・10年間の間上記地区に累計5年間居住し、かつ就業していた者（在学期間を含む） ・県が開設した求職者対象のインターネットサイトから就職した者 他</p> <p>【補助額】 単身者 60万円・世帯 100万円 18歳未満を帯同するときは、当該世帯一人につき100万円を加算</p> <p>【条 件】 ・5年以上継続して居住する意思のある者 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること ・5年間以内に辞職、又は転出した場合に支援金の返還あり</p>	U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
移住希望者滞在 事業費支援事業	<p>移住希望者が阿智村で行う現地活動に要する費用の支援</p> <p>【対 象】 補助対象者及び同行者1名の、現地活動にかかる宿泊費及び交通費</p> <p>【補助額】 対象経費の1/2以内で上限額は次のとおり 宿泊費は、一人1泊5,000円、3泊分まで 交通費は、1申請5,000円まで</p> <p>【条 件】 ・移住の実現に向けた本村への現地活動 ・長野県外に居住する18歳以上の者 ・現地活動以前に、移住相談を実施したことがあり、現地活動中に村担当者を訪問した者</p>	阿智村移住希望者滞在事業費補助金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
阿智村 賃貸住宅建設支 援金	<p>【対 象】 村内に賃貸住宅を建設する個人又は法人</p> <p>【補助額】 賃貸住宅の本体工事費の10分の1、又は戸数×30万～50万の合計額とくらべ低い方の額を支援</p> <p>【条 件】 1棟4戸以上の賃貸住宅の新築 1戸あたり18㎡以上 ・1戸に台所、トイレ、玄関、浴室が含まれていること ・すべての戸において賃貸契約を締結すること</p>	阿智村賃貸住宅建設支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）
ふるさと奨学金 返還支援事業	<p>【対 象】 ・村内に在住し、自宅から通勤できる範囲の事業所に就職（起業又は就農を含む。）した者で、在学時に貸与を受けた奨学金の返還を行う（申請年度の末日に）32歳未満の者 ・村税等滞納をしていないこと</p> <p>【補助額】 ・前年度（4月1日から3月31日まで）に返還した奨学金等の額の1/2 ・年度における限度額 18万円 ・複数回申請の総額の限度額 90万円 （支援金の対象となる期間は、対象経費とする奨学金の返還をした最も早い月から60ヶ月）</p> <p>【条 件】 ・阿智村に定住する意思があること。 ・支援金交付申請時に6ヶ月以上連続して阿智村に住所があること。 ・支援金交付申請時に6ヶ月以上連続して勤務していること。 ・受付期間は、5月1日から5月31日まで</p>	ふるさと奨学金返還支援金交付要綱	協働活動推進課（定住促進係）

補助制度名	内 容	備 考	担当課
[環境]			
住宅等太陽光発電システム設置補助金	<p>【対 象】 住宅等太陽光発電システム設置経費</p> <p>【補助額】 設置するシステムの出力1kwあたり5万円(上限20万円)</p> <p>【条 件】 ・太陽電池の最大出力10kw 未満のシステム ・自ら居住する住宅及び事業等に供給する施設 ・電力会社との余剰電力の販売契約の締結 ・村内に住所を有し、村税等滞納していないこと</p>	住宅等太陽光発電システム設置補助金交付要綱	環境課 (環境係)
環境に優しい住宅設備導入補助金	<p>【対 象】 村内の住宅や事務所を有する法人等が導入する薪ストーブ・ボイラー、ペレットストーブ・ボイラー、竹ボイラー、太陽熱温水器(一体型、分離型)</p> <p>【補助額】 設備導入経費の1/3以内(上限 ボイラー20万円、ストーブ10万円、太陽熱温水器の一体型5万円、分離型10万円) ※ペレットストーブ、ボイラーは上乗せあり</p> <p>【条 件】 ・一つの設備導入に1回限り ・設置場所が村内で、村税等滞納していないこと</p>	阿智村環境に優しい住宅設備導入補助金交付要綱	環境課 (環境係)
薪割機購入補助金	<p>【対 象】 村内に住所がある者又は事務所を有する法人等</p> <p>【補助額】 薪割機購入経費の1/3(上限5万円)</p> <p>【条 件】 ・自家用に購入する薪割機 ・過去にこの補助金を受けていないこと ・村税等滞納していないこと</p>	阿智村薪割機購入補助金交付要綱	環境課 (環境係)
生ごみ処理機器補助金	<p>【対 象】 生ごみ処理機器(粉碎処理方式は除く) 一般家庭：村内に居住 事業者等：村内に事業所を有する事業者等</p> <p>【補助額】 購入価格(消費税を除く)の1/2(上限 一般家庭：3万円、1事業所：200万円)</p> <p>【条 件】 ・購入した機器の領収日から4か月以内に申請すること ・一般家庭：1世帯1台とし村税等の滞納がないこと この補助を受けて5年を経過しない場合は対象外 ・事業者等：1事業所1回限りとし、事前協議が必要で村税等の滞納がないこと</p>	阿智村生ごみ処理機器補助金交付要綱	環境課 (環境係)
廃棄物集積施設設置事業補助金	<p>【対 象】 1部落以上の集落単位で設置する紙製容器包装・ペットボトル等の資源回収施設(更新事業可)</p> <p>【補助額】 事業費の8/10以内(上限30万円)</p> <p>【条 件】 おおむね3.3㎡以上の施設</p>	阿智村廃棄物集積施設設置事業補助金交付要綱	環境課 (環境係)
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>【対 象】 専用住宅等に設置する合併処理浄化槽(浪合地区を除く)</p> <p>【補助額】 設置費用相当額とし、限度額は以下のとおり 専用住宅、住宅兼事業所、集会所 5人槽 891千円、6～7人槽 1,001千円、 8人槽～ 1,155千円 事業所 5人槽 442千円、6～7人槽 552千円、 8～10人槽 730千円、11～20人槽 1,252千円、 21～30人槽 1,962千円、31～50人槽 2,716千円、 51人槽～ 3,100千円</p> <p>【条 件】 処理能力 BOD除去率95%以上、放流水のBOD10mg/L以下 T-N除去率60%以上、放流水のT-N20mg/L以下 設置基準 住宅の延べ床面積、処理人員により異なります</p>	阿智村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	環境課 (下水道係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
浪合地区 合併処理浄化槽 設置整備事業 補助金	<p>【対 象】 浪合地区の専用住宅に設置する合併処理浄化槽</p> <p>【補助額】 設置費用相当額とし、限度額は以下のとおり 専用住宅 5人槽 735千円、6～7人槽 923千円、 8～10人槽 1,181千円、11人槽以上 別に定める</p> <p>【条 件】 処理能力 BOD 除去率90%以上、放流水のBOD 20mg/L 以下 設置基準 住宅の延べ床面積、処理人員により異なります</p>	阿智村浪合地区 合併処理浄化槽 設置整備事業補 助金交付要綱	環境課 (環境係)
新 猫繁殖制限 手術費補助金	<p>【対 象】 飼い猫・飼い主のいない猫に動物病院で繁殖制限手術を受けさせた方又は団体</p> <p>【補助額】 手術費用の 10 分の 3 以内、上限額 5 千円</p> <p>【条 件】 村税等の滞納がないこと 猫を販売し利益を得ることを目的としないこと 飼い主のいない猫には、手術済みを識別できるよう耳をV字カットすること</p>	阿智村猫繁殖制 限手術費補助金 交付要綱	民生課 (保健係)

【水道】

阿智村水道 未普及対策事業 補助金	<p>【対 象】 個人又は共同施工により、表流水又は地下水を取得する施設の設置に要する費用（ただし、当該費用が5万円に満たない場合は除く）</p> <p>【補助額】 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（1世帯当たり上限50万円）</p> <p>【条 件】 ・村内の水道未普及地域（村の指定する地域）に居住、もしくは居住を希望し、村長が特に認めた世帯 ・村税等村への納付金を滞納していない世帯 ・前々年度以降に、この補助金を受けていない世帯</p>	阿智村水道未普 及対策事業補助 金交付要綱	環境課 (水道係)
-------------------------	--	-----------------------------	--------------

【農業】

振興作物栽培者 支援事業	<p>【対 象】 有機活用農業振興会員</p> <p>【補助額】 雨よけハウス・かん水・棚資材費、種苗費（事業費の1/2以内で100万円以下）</p> <p>【条 件】 村の推進する振興作物を販売目的で新規栽培に取り組む場合 ※振興作物…キュウリ、アスパラ、スイートコーン、トマト、柿、リンゴ、梨、ブドウ、ホオズキ、南天 など</p>	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
農業機械 補助金	<p>【対 象】 有機活用農業振興会員</p> <p>【補助額】 機械導入経費の3/10以内(消費税、輸送費、組立経費除く)</p> <p>【条 件】 1機 30万円以上の農業機械の購入（汎用性のあるものは除く）、村内に住所を有し、農産物を販売していること、1人1回まで 村税等滞納していないこと</p>	阿智村農業機械 導入補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
新 農業経営持続化 支援事業補助金	<p>【対 象】 有機活用振興会員かつ販売を目的に営農している農業者</p> <p>【補助額】 修繕費の3/10以内（上限1人100万円）</p> <p>【条 件】 1件15万円以上の農業用ハウス及び畜舎やそれに付随する設備、農業機械の修繕費</p>	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
大豆・そば生産 振興事業 (価格補てん)	<p>【対 象】 大豆・そばを販売する農業者等</p> <p>【補助額】 価格補てん(1kg当たり150円以内)</p> <p>【条 件】 村内業者への出荷</p>	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
大豆・そば生産 振興事業 (コンバイン)	【対 象】 大豆・そばを販売する農業者等 【補助額】 コンバイン等利用経費補助 (使用料の 1/2 以内) 【条 件】 村内業者を利用した場合	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
特産品産地形成 振興事業	【対 象】 農業者が組織する団体等 【補助額】 種苗費の 1/2 以内 【条 件】 村内業者へ出荷する場合 (加工トマト、菊芋、ニンニク、 ヤーコン)	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
新規就農者 支援事業 (住宅費)	【対 象】 村内で就農するために研修を受ける者 【補助額】 住宅費の 1/2 (月額 2万円まで) 【条 件】 就農前 (55 歳以下、最大 3 年間)	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
新規就農者 支援事業 (経営開始資金)	【対 象】 独立就農時の年齢が 49 歳以下の新規認定農業者 【補助額】 年間 150 万円 (所得制限あり) を就農後 3 年目まで 【条 件】 青年等就農計画が基準に適合していることなど	新規就農者育成 対策事業 (国)	建設農林課 (農政係)
新規就農者 支援事業 (経営発展支援)	【対 象】 独立就農時の年齢が 49 歳以下で就農初年度の者 【補助額】 機械施設導入費の 3/4 (自己負担あり) 【条 件】 青年等就農計画が審査会で認められること、融資を受けて いることなど ※詳細はお問い合わせください	新規就農者育成 対策事業 (国)	建設農林課 (農政係)
遊休荒廃農地 対策事業	【対 象】 団体または個人 【補助額】 (復旧) 3万円/10a (復活) 10万円/10a 以内 【条 件】 復旧計画に基づく農産物の耕作に要する経費や抜根・刈 り払い等、農地の復旧・復活のための経費の一部 (復旧) 5a 以上で 5 年間耕作すること (復活) 1a 以上で 5 年間 耕作すること	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
新 残農薬適正処理 支援事業補助金	【対 象】 農業者等 【補助額】 処分費の 1/2 以内 (限度額 20 万円) 【条 件】 2 万円以上処分業者へ依頼する処分費用	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
果樹共済 掛金補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 果樹共済掛金の 20% 補助 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
園芸施設共済 掛金補助	【対 象】 農業者 (個人・法人) 【補助額】 共済掛金の 20% 以内 【条 件】 農作物の栽培を目的としたハウスを所有している農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
収入保険 掛金補助	【対 象】 農業者 (個人・法人) 【補助額】 掛捨掛金の 30% 補助 【条 件】 青色申告を行っていること	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
果樹凍霜害対策 資材費補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 凍霜害対策資材費の 1/2 以内 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)
果樹減農薬 資材費補助	【対 象】 果樹農家 【補助額】 減農薬用資材費の 20% 以内 【条 件】 果樹栽培をしている農家	阿智村農業振興 事業補助金交付 要綱	建設農林課 (農政係)

補助制度名	内 容	備 考	担当課
病気まん延防止に要する伐採経費	【対 象】 放置果樹園に隣接する果樹園経営者 【補助額】 業者委託した伐採経費の1/2（搬出・処分経費除く） 【条 件】 伐採する果樹園所有者の承諾を得ていること	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（農政係）
畜産環境整備事業	【対 象】 畜産農家 【補助額】 予算の範囲内で補助 【条 件】 畜産の環境改善を行うための畜舎消毒、糞尿対策、河川汚染防止等これらの整備に要する経費	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（農政係）
家畜防疫衛生支援事業	【対 象】 畜産農家 【補助額】 対象経費の1/2以内 【条 件】 飯伊家畜畜産物衛生指導協会が取り扱うワクチンを指定獣医師により接種したもの	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（農政係）
村単土地改良事業（ほ場整備事業）	【対 象】 農地の所有者（耕作者） 【補助額】 事業費の60%以内 補助対象金額は10a当り30万円以内 【条 件】 ほ場面積が20a以上	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
村単土地改良事業（かんがい排水事業）	【対 象】 井水組合等（2戸以上） 【補助額】 事業費の80%以内で1箇所30万円以内 【条 件】 用排水路で共同して使用するもの	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
村単土地改良事業（暗渠排水事業）	【対 象】 農地の所有者（耕作者） 【補助額】 事業費の80%以内で25万円以内 【条 件】 ・ほ場面積が5a以上 ・湧水等により作物及び作業効率等に支障のある農用地	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）
村単土地改良事業（かんがい用ため池改修事業）	【対 象】 井水組合等 【補助額】 事業費の80%以内で1箇所30万円以内 【条 件】 かんがい用ため池で共同して使用するもの	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課（管理建設係）

【林業】

森林造成推進事業	【対 象】 森林所有者又は林業者の組織する団体 【補助額】 県が査定した事業費の30/100以内 ただし、個人負担額を上限とする 【条 件】 森林経営計画が樹立された森林であること 森林づくり県民税対象事業ではないこと	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
松くい虫防除対策事業	【対 象】 松所有者 【補助額】 薬剤購入費5/10以内 1箇所の補助額 5万円以内 【条 件】 松の所有者が庭木等の松くい虫予防対策に要する経費	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
地元施行支障木伐採等事業（松枯損木）	【対 象】 集落又は自治会が行う、補助対象とならない防災上危険な松枯損木・ナラ枯れ木等の伐採にかかる経費 【補助額】 対象経費の5/10補助（上限10万円） 【条 件】 集落又は自治会と所有者が伐採等に合意していること	阿智村地元施行支障木伐採等補助金交付要綱	建設農林課（林務係）
造林作業路開設事業	【対 象】 森林所有者、森林組合、生産森林組合 【補助額】 事業費の5/10以内 1mあたり5,000円以内 1路線50万円 【条 件】 林内作業車が走行できる幅1.5m以上の作業路開設	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課（林務係）

補助制度名	内 容	備 考	担当課
阿智村里山整備利用地域活動推進事業	里山の利活用、整備等の活動に要する次の経費。 (謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、保険料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品及び資機材購入費)	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(林務係)
	【対 象】 里山整備利用推進協議会のうち県の支援が終了した協議会 【補助額】 2/3以内 1協議会20万円以内 【条 件】 (1)長野県ふるさとの森林づくり条例第26条第2項の規定による里山整備利用推進協議会のうち、県の里山整備利用地域活動推進事業の事業実施の限度に達し、構成員が10名以上の協議会。 (2)他の補助金等の交付を受けた事業は当該交付対象事業としない。 (3)補助金交付申請に構成員名簿を添えること。		
竹林整備事業	【対 象】 竹林所有者 【補助額】 30,000円/10 a 【条 件】 竹の間隔はおおむね 1m とし、間伐した竹は全て竹林から搬出すること	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(林務係)
共有林維持管理等推進事業	【対 象】 共有山組合や財産区、部落等が所有する共有林の維持管理活動等にかかった経費 【補助額】 1/2以内(5万円限度) 【条 件】 (1) 組合組織として活動していること (2) 総会を開催していること (3) 会計により収支ともに明確であること (4) 同一事業に村や国県等から補助金が支払われないこと	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(林務係)

[有害鳥獣]

有害動植物防除対策事業	【対 象】 集落・農業者団体等 【補助額】 電気柵やトタンによる有害獣の防除対策に要する経費の 5/10 以内補助 補助金限度額 個人：75,000 円 共同：30 万円	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(林務係)
有害獣大規模防護柵設置事業	【対 象】 設置の条件を満たして防護柵設置後の維持管理ができる地区 【補助額】 大規模防護柵の設置推進の為の伐採費50円/㎡ 【条 件】 受益戸数3戸以上、面積0.5ha以上	阿智村有害獣大規模防護柵設置要綱	建設農林課(農政係)
有害駆除従事者資格取得等補助金	【対 象】 新規に狩猟免許を取得した者及び有害駆除従事のための資格講習を受けようとする狩猟免許所持者 【補助額】 ・新規取得者：手数料納付額 ・狩猟免許所持者：領収書記載の額 【条 件】 有害駆除従事者の意思があること	阿智村有害駆除従事者資格取得等補助金交付要綱	建設農林課(林務係)

[村道・農道]

村単土地改良事業農道等整備事業	【対 象】 村道、農道、林道の拡幅改良(側溝整備含む)、及び、村道、農道、及び維持修繕事業 【補助額】 事業費の80%以内で50万円以内 【条 件】 農林道は共同で使用する幅員 1.5m 以上のもの登記地目が公衆用道路または赤線であること	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
-----------------	--	------------------	--------------

補助制度名	内 容		備 考	担当課
道路用地 地元補助	【対 象】	地元（自治会等）	村道新設改良及 び維持管理規程	建設農林課 （管理 建設係）
	【補助額】	地目により固定資産税評価額を基準に算定		
	【条 件】	道路用地として土地等を提供していただいた所有者に対して、地元（自治会等）が補償した場合		
日陰地等 立木補償	【対 象】	地元（自治会等）	村道新設改良及 び維持管理規程 阿智村地元施行 支障木等補償金 交付要綱	建設農林課 （管理 建設係）
	【補助額】	長野県が定める補償基準額の 1/2 以内		
	【条 件】	・村道の維持管理及び交通安全上支障となる立木を地元（自治会等）で伐採したもの ・事前に実施計画書及び権利者の同意書を提出		
地元除雪費 補助	【対 象】	地元（自治会等）	阿智村地元施行 除雪費補助金交 付要綱	建設農林課 （管理 建設係）
	【補助額】	村長が1時間あたりに定めた金額		
	【条 件】	・地元（自治会等）が行う道路の除雪に要する機械の使用料（損料・燃料） ・自治会又は集落が支払った労務費		
地元道路等 維持費補助	【対 象】	地元（部落、井水組合等）	阿智村地元施行 道路等維持費補 助金交付要綱	建設農林課 （管理 建設係）
	【補助額】	・油圧ショベル類使用料 半日 5,000 円 オペレーター代 半日 2,000 円 ・ホイールローダ類使用料 半日 5,000 円 オペレーター代 半日 2,000 円 ・高所作業車使用料 レンタル料実費 オペレーター代 半日 5,000 円 ・2tダンプ使用料 半日 2,000 円 使用料には燃料代は含まれません		
	【条 件】	地元（部落・井水組合等）で道路・井水等の維持事業等を行う場合		

【災害復旧】

村単 災害復旧事業 災害復旧自営 工事	【対 象】	農地、農業用施設の管理者	阿智村土地改良 事業補助金交付 要綱	建設農林課 （管理建 設係）
	【補助額】	事業費の90%以内		
	【条 件】	法の対象となる災害原因による、農地又は農業用施設災害1箇所の事業費が40万円未満（公共災害以外の箇所）		

【学校教育・社会教育】

就学援助費 支給制度	【対 象】	経済的な理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者	阿智村就学援助 費支給要綱	教育委員会 （学校 教育係）
	【補助額】	就学上必要な経費の一部を援助する		
	【条 件】	保護者の所得等により認定		
特別支援教育 就学奨励費	【対 象】	小・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者	特別支援教育就 学奨励費支給要 綱	教育委員会 （学校 教育係）
	【補助額】	家庭の経済状況等に応じ、就学上必要な経費の一部を援助する		
	【条 件】	所得制限あり		

補助制度名	内 容	備 考	担当課
心身に障がい を有する児童生徒 に係る通学費 補助金	<p>【対 象】 心身の障がいにより村外の学校への通学が必要な児童生徒の保護者</p> <p>【補助額】 通学に要する交通費を一部補助</p> <p>【条 件】 心身の障がい特別な事情があると、阿智村教育委員会が認めた児童生徒</p>	心身に障がい を有する児童生徒 に係る通学費補 助金交付要綱	教育委員会 (学校 教育係)
学力検定受検料 助成事業	<p>【対 象】 小学校、中学校、高等学校に就学している児童生徒</p> <p>【補助額】 算数・数学・英語検定受検料の1/2</p> <p>【条 件】 助成金の申請が必要</p>	学力検定受検料 助成事業実施要 綱	教育委員会 (学校 教育係)
奨学金貸与 制度	<p>【対 象】 大学、短大、専門学校入学者</p> <p>【補助額】 月額5万円を上限とし、各学校所定の修学年限を限度に貸与する。</p> <p>【条 件】 経済的な理由で就学が困難な者</p>	阿智村奨学金貸 与条例	教育委員会 (総務係)
入学資金 貸与制度	<p>【対 象】 高等学校、短大、大学等入学者</p> <p>【補助額】 入学時の一時に必要な資金について、高校の進学は20万円、専門学校、高専、短大、大学の進学は100万円を限度で貸与する</p> <p>【条 件】 ・経済的な理由で入学に必要な資金の調達が困難な者 ・所得制限あり</p>	阿智村入学資金 貸与条例	教育委員会 (総務係)
阿智村家庭 学習のための 通信環境整備 補助金	<p>【対 象】 家庭にインターネット環境がない阿智村立小中学校に在籍、村内に住所を有する児童生徒の保護者世帯 ※令和6年度小学校入学と転入世帯に限る。</p> <p>【補助額】 1世帯あたり、1万円を上限に交付</p> <p>【条 件】 各世帯において、光回線やLTE通信環境（モバイルルーター）のWi-Fi通信環境整備に係る費用（通信容量7G以上）</p>	阿智村家庭学習 のための通信環 境整備補助金交 付要綱	教育委員会 (学校 教育係)
阿智村文化イ ベント補助金	<p>【対 象】 団体</p> <p>【補助額】 文化交流事業に要する経費について、補助対象事業費の1/2以内</p> <p>【条 件】 村民一般に対する文化イベント事業</p>	阿智村文化イベ ント補助金交付 要綱	教育委員会 (公民館)
阿智村文化財 保護事業 補助金	<p>【対象①】 ・文化財保護法の規定による国の補助金の交付を受けた事業</p> <p>【補助額】 ・当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額の10分の5以内の額</p> <p>【対象②】 ・文化財保護条例の規定による県の補助金の交付を受けた事業</p> <p>【補助額】 ・当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額の10分の5以内の額</p> <p>【対象③】 ・阿智村文化財保護に関する条例の規定による指定文化財の修理若しくは復旧等、及び教育委員会が必要と認める事業</p> <p>【補助額】 ・当該事業に要する経費のうち、教育委員会が認めた経費の10分の5以内の額 補助金限度額 200万円</p>	阿智村文化財保 護事業補助金交 付要綱	教育委員会 (公民館)

補助制度名	内 容		備 考	担当課
小中学生全国スポーツ大会出場選手等遠征費補助金	【対 象】 【補助額】 【条 件】	村内の小・中学生及び監督コーチ 全国規模の大会で、対象経費は交通費・宿泊費 対象経費の1/2以内、1人2万円が上限となります		教育委員会 (公民館)

[防災]

阿智村耐震診断事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	木造住宅の(精密)耐震診断の費用 全額補助(無料) 個人所有で昭和56年5月31日以前に着工された木造(在来工法)の住宅(長屋及び共同住宅を除く)	阿智村診断士による耐震診断事業実施要綱	総務課 (消防 防災係)
阿智村耐震リフォーム事業	【対 象】 【補助額】 【条 件】	木造住宅の耐震リフォーム工事費 耐震改修工事の1/2以内上限50万円。条件が合えば上乘せ有り 阿智村に住居登録し、居住し、かつ対象住宅を所有する者で村税等の滞納の無い方で、村内施工業者が施工する住宅。1住宅1回限り。	阿智村耐震リフォーム事業補助金交付要綱 阿智村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱	総務課 (消防 防災係)
がけ地防災対策工事補助	【対 象】 【補助額】 【条 件】	がけ地の所有者等 工事費の10分の8以内、限度額50万円 崩壊により居住用の建築物に被害が及ぶおそれがあるがけ地	阿智村がけ地防災対策工事補助金交付要綱	建設農林課 (管理 建設係)
地元施行防災対策立木伐採事業等補助金	【対 象】 【補助額】 【条 件】	地元(自治会・部落) 伐採委託料、運搬、処分費 5/10以内 補助金限度額 20万円 ・道路、水路、集会施設など公共性の高い施設へ直接被害を及ぼす又は及ぼす恐れのある立木の伐採 ・権利を有する者の同意が取られていること。	阿智村地元施行防災対策立木伐採等補助金交付要綱	建設農林課 (林務係)
新 阿智村雨水貯留槽設置補助金	【対 象】 【補助額】 【条 件】	・阿智村に住所を有する個人又は村内に事業所を有する法人で、交付対象となる雨水貯留槽を村内の自らが所有する建築物に設置する者 ・村税等村への納付金を滞納していない者 雨水貯留槽1基につき、購入費用から消費税、設置に要する人件費、手数料、送料を差し引いた額の1/2の額又は30,000円のいずれか低い額とし、100円未満切り捨て ・設置する雨水貯留槽の容量は100リットル以上とし市販のもの ・農地等に設置して農業用に使用する設備は除く ・補助金の申請は同一年度内で1回とし、1回の申請で雨水貯留槽2基までを対象とする ・雨水貯留槽の設置は交付決定後に行うこと	阿智村雨水貯留槽設置補助金交付要綱	総務課 消防防災係

[自治会・部落]

自治会活動支援金		自治会の活動に要する経費の一部、正副会長の活動に支援する他、自治会が行うモデル事業、美しいふるさとづくり事業、事務局的活動に支援します。詳しくは協働活動推進課協働活動係までお問い合わせください。	自治会活動支援金交付要綱	協働活動推進課(協働活動係)
----------	--	---	--------------	----------------

補助制度名	内 容	備 考	担当課
集落維持活動支援金	<p>【対 象】 住民が自ら集落の再生、維持の事業を行う集落</p> <p>【補助額】 対象経費の2/3を上限</p> <p>【条 件】 ・高齢化率が40%以上の集落 ・条件を満たさなくなった場合であっても、その後3年間は交付対象集落とみなす</p>	集落維持活動支援金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
集会所等新改築事業補助金	<p>【対 象】 共同利用することを目的とした集会所の新築・増改築・改修・取得を行う集落</p> <p>【補助額】 新築、取得の場合 世帯数20世帯まで 700万円 世帯数30世帯まで 750万円 世帯数40世帯まで 800万円 世帯数50世帯まで 850万円 世帯数60世帯まで 900万円 世帯数70世帯まで 950万円 世帯数80世帯超 1,000万円(上限) (集落維持活動支援金対象集落は50万円を増額) ・増改築、改修等の場合 事業費の1/2以内(集落維持活動支援金対象集落は2/3以内)とし、130万円を限度</p> <p>【条 件】 ・増改築、改修等の事業費は30万円以上 ・取得については、建物本体に必要な購入費及び改修費、前集会所の解体費 ・身体障がい者等の利便向上の増改築、改修等は必要な事業費</p>	阿智村集会所等新改築事業補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
集会所等備品整備事業補助金	<p>【対 象】 各集落の集会所等へ配置する備品</p> <p>【補助額】 10万円を上限 事業費(購入備品価格)の2分の1以内 ただし、高齢化率40%以上の集落は、3分の2以内 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる</p> <p>【条 件】 ・補助金の申請は、年度内に1回限り ・補助金交付を受けた年度の翌年度から3年を経過しない集会所等は、対象外 ・原則、1集落1集会所等</p>	阿智村集会所等備品整備事業補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
地域広場設置事業補助金	<p>【対 象】 用地を確保し、新たに地域広場の設置を行い、自らが管理運営する1部落以上の集落</p> <p>【補助額】 事業費の1/2以内 上限50万円</p> <p>【条 件】 1施設の面積は264㎡以上</p>	地域広場設置事業補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）

[村づくり]

ふるさと交流事業補助金	<p>【対 象】 教育・文化・経済・観光等に係る親善及び交流を継続して実施する見込みのある5人以上の住民団体</p> <p>【補助額】 対象経費の1/2以内 上限30万円</p> <p>【条 件】 5人以上で組織される団体との交流事業</p>	阿智村ふるさと交流事業補助金交付要綱	協働活動推進課（協働活動係）
-------------	---	--------------------	----------------

補助制度名	内 容		備 考	担当課
村づくり委員会 事業支援金	【対 象】	村民が自発的に行う村づくりの事業 5人以上の村民の組織	21世紀村づく り委員会事業支 援金交付要綱	協働活動推 進課（協働 活動係）
	【補助額】	予算の範囲内で支援		
	【条 件】	研究及び研修に要する経費に支援		

【商工観光業】

商工観光業振興 利子補給金	【対象 資金】	・阿智村不況対策特別資金 ・日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経） ・長野県経営健全化支援資金のうち次のいずれかのもの 経営安定対策 特別経営安定対策 新型コロナウイルス対策 新型コロナ向け併走支援型	阿智村商工観光 業振興利子補給 金交付要綱	商工観光課 （商工係） Tel 43-2220 阿智村 商工会 Tel 43-2241
	【利子補 給金額】	・阿智村不況対策特別資金 年利2.0%以内を5年間 ・日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金(マル経) 年利3.0%以内を7年間 ・長野県経営健全化支援資金 年利2.0%以内を3年間		
サテライト オフィス等 開設費用 補助金	【対 象】	村内へサテライトオフィス等を開設する事業者、又は、 村内に所在する物件をサテライトオフィス提供を目的 に整備をする所有者	阿智村サテライ トオフィス等開 設費用補助金交 付要綱	商工観光課 （商工係）
	【補助額】	補助対象経費の1/2 上限300万円		
	【条 件】	村内に新たにサテライトオフィスを開設するための費 用の一部を補助 ・飯田下伊那区域内に所有する事務所を移転するもの でないこと。 ・村内の空き物件を購入または賃貸等する者であること ・開設するサテライトオフィス等において1人以上が 就労すること。 ・3年以上継続してサテライトオフィス等を使用するこ とを誓約できること。 など		
企業人財確保 補助金	【対 象】	村内に住所を有する企業	阿智村企業人財 確保補助金交付 要綱	商工観光課 （商工係）
	【補助額】	求人のための映像作成費の2分の1以内(上限10万円) 求人広告の出稿費または就職情報サイト利用料の2分 の1以内(上限5万円)		
	【条 件】			

【機械使用料等】

大豆 スレッシャー	【対 象】	村民で大豆を生産する個人・団体	阿智村大豆ス レッシャー貸付 規程	JA 阿智 支所 Tel 43-2225
	【使用料】	半日1,000円、1日2,000円(税別)		
	【条 件】	使用后、機械を清掃し燃料を満タンで返却		
大豆選別機	【対 象】	村民で大豆を生産する個人・団体	阿智村大豆選別 機貸付規程	JA 阿智 支所 Tel 43-2225
	【使用料】	30kgまで500円、1kgごとに10円加算(税別)		
	【条 件】	使用后、機械を清掃しゴミを持ち帰る		

補助制度名	内 容	備 考	担当課
大豆・そば コンバイン	【対 象】 村民で大豆・そばを生産する個人・団体 【使用料】 10,000円/10a + 移動経費3,000円(税別) 【条 件】 使用後、機械を清掃し燃料を満タンで返却	阿智村大豆・そばコンバイン貸付規程	阿智村産業振興公社
大豆・そば 乾燥機	【対 象】 村民で大豆・そばを生産する個人・団体 【使用料】 大豆 250円/1俵(30kg)(税別) そば 250円/1俵(22.5kg)(税別) 【条 件】 使用後、機械を清掃し燃料を満タンで返却	阿智村大豆・そばコンバイン貸付規程	阿智村産業振興公社
そば祖選機	【対 象】 村民でそばを生産する個人・団体 【使用料】 1時間 250円 【条 件】 使用後、機械を清掃し燃料を満タンにすること	阿智村そば祖選機貸付規程	阿智村産業振興公社
そば粉摺機	【対 象】 村民でそばを生産する個人・団体 【使用料】 1時間 250円 【条 件】 使用後、機械を清掃し燃料を満タンにすること	阿智村そば粉摺機貸付規程	阿智村産業振興公社
耕盤破碎機 (サブソイラー)	【対 象】 村民で耕盤破碎をする個人・団体 【使用料】 半日 1,500円 【条 件】 営利目的でないこと。清掃し返還すること	阿智村耕盤破碎機貸付規程	阿智村産業振興公社
樹木粉碎機	【対 象】 村民で樹木粉碎する個人・団体 【使用料】 ①径150mm以下：日額3,000円(税別)軽トラ運搬不可 ②径128mm以下：日額2,000円(税別)軽トラ運搬可能 ③径140mm以下：日額3,000円(税別)軽トラ運搬不可 【条 件】 営利目的でないこと。目的外の使用は禁止。	阿智村自走式樹木・竹粉碎機貸付規程	①②の粉碎機 飯伊森林組合西部支所 Tel 43-2107 ③の粉碎機 NPO法人 あち森 Tel 090-5545-3433
高温温風 乾燥機	【対 象】 阿智村特産物研究会員 【使用料】 1運転2万5,000円を減免する 【条 件】 機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する	特産物開発研究所・南信州機能性食品工場御所の里使用規程	南信州機能性食品工場 Tel 47-2511
フリーズドライ 乾燥機	【対 象】 阿智村特産物研究会員 【使用料】 1運転3万円を減免する 【条 件】 機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する	特産物開発研究所・南信州機能性食品工場御所の里使用規程	南信州機能性食品工場 Tel 47-2511
相対流粉碎機	【対 象】 阿智村特産物研究会員 【使用料】 1運転2万円を減免する 【条 件】 機能性食品工場と調整を行い使用時期を決定する	特産物開発研究所・南信州機能性食品工場御所の里使用規程	南信州機能性食品工場 Tel 47-2511
薪割機	【対 象】 自家用に薪を加工する村民及び団体 【使用料】 無償貸出(利用期間は1週間以内) 【条 件】 使用後、機械を清掃し燃料を満タンで返却	阿智村小型薪割機貸出規程	環境課 Tel 43-2220